

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 中間貸借対照表</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第四節 純資産（第三十二条―第三十六条の二の四）</p> <p>第五節 (略)</p> <p>第三章 損益計算書</p> <p>第一節～第五節 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第六節 (略)</p> <p>第四章 中間株主資本等変動計算書（第五十八条―第六十八条）</p> <p>第五章 中間キャッシュ・フロー計算書（第六十九条―第七十三条）</p> <p>第六章 外国会社の中間財務諸表（第七十四条―第七十八条）</p> <p>(この規則の適用)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 中間貸借対照表</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第四節 資本（第三十二条―第三十六条の三）</p> <p>第五節 (略)</p> <p>第三章 損益計算書</p> <p>第一節～第五節 (略)</p> <p>第六節 中間未処分利益金額又は中間未処理損失金額（第五十三条）</p> <p>第七節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第四章 中間キャッシュ・フロー計算書（第五十八条―第六十二条）</p> <p>第五章 外国会社の中間財務書類（第六十三―第六十七条）</p> <p>(この規則の適用)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条</p>
---	---

条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の五第五項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第五章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

(定義)

第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中間財務諸表提出会社 法の規定により中間財務諸表を提出すべき会社（指定法人を含む。以下同じ。）をいう。
- 二 〇九 (略)
- 十 自社の株式 中間財務諸表提出会社の株式をいう。

条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の五第五項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下「中間財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第四章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

(定義)

第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 (新設)
- 一〇八 (略)
- (新設)

十一 自社株式オプション 財務諸表等規則第八条第二十三項に規定する自社株式オプションをいう。

(新設)

十二 ストック・オプション 財務諸表等規則第八条第二十四項に規定するストック・オプションをいう。

(新設)

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第五条の八 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(新設)

(ストック・オプションに関する注記)

第五条の九 前条の規定のほか、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて

(新設)

次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該ストック・オプションの付与による影響が、中間財務諸表提出会社の財政状態及び経営成績にとつて重要でないと認められる場合には、注記を省略することができる。

- 一 付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数
- 二 株式の種類別のストック・オプションの付与数

- 三 付与日
 - 四 権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）
 - 五 対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）
 - 六 権利行使期間
 - 七 権利行使価格
 - 八 付与日における公正な評価単価
- 2 前項の注記は、次のいずれかの方法で記載しなければならない。
 - 一 契約単位で記載する方法
 - 二 複数契約を集約して記載する方法
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるストック・オプションについては複数契約を集約して記載してはならない。
 - 一 付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプション
 - 二 株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション
 - 三 権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション
 - 4 第一項から前項に定める事項は、当該会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（継続企業の前提に関する注記）
第五条の十（略）

（継続企業の前提に関する注記）
第五条の八（略）

第七条 (略)

2 第五条の十の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第五条の十の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(資産、負債及び純資産の分類記載)

第九条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の三まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同規則第十五条及び第十六条中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第二十七條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の二まで、第

第七条 (略)

2 第五条の八の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第五条の八の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(資産、負債及び資本の分類記載)

第九条 資産、負債及び資本は、それぞれ資産の部、負債の部及び資本の部に分類して記載しなければならない。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の三まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同令第十五条及び第十六条中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第二十七條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の二まで、第

五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、同規則第四十七条中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

第四節 純資産

(純資産の分類)

第三十二条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

(株主資本の分類)

第三十二条の二 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

(資本金の表示)

五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、同令第四十七条中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号の負債のうち、その金額が負債及び資本の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

第四節 資本

(資本の分類)

第三十二条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

(新設)

(資本金の表示)

第三十三条 財務諸表等規則第六十一条の規定は、資本金について準用する。

(新株式申込証拠金の表示)

第三十四条 財務諸表等規則第六十二条の規定は、申込日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

(資本剰余金の区分表示)

第三十五条 財務諸表等規則第六十三条の規定は、資本剰余金について準用する。

(自己株式の表示)

第三十六条の二 財務諸表等規則第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

(自己株式申込証拠金の表示)

第三十六条の二の二 財務諸表等規則第六十六条の二の規定は、自己株式の処分に係る申込日経過後における申込証拠金について準用する。

(評価・換算差額等の区分表示)

第三十六条の二の三 財務諸表等規則第六十七条の規定は、評価・換

第三十三条 財務諸表等規則第六十条の規定は、資本金について準用する。

(新株式払込金等の表示)

第三十四条 財務諸表等規則第六十二条の規定は、新株式払込金又は申込日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

(資本剰余金の区分表示)

第三十五条 財務諸表等規則第六十三条第一項及び第二項の規定は、資本剰余金について準用する。

第三十六条の二 財務諸表等規則第六十八条の二の規定は、土地の再

評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第七条第二項に規定する再評価差額金について準用する。

(その他有価証券評価差額金の表示)

第三十六条の二の二 財務諸表等規則第六十八条の二の二の規定は、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額について準用する。

(自己株式払込金等の表示)

第三十六条の二の三 財務諸表等規則第六十八条の二の三の規定は、

算差額等について準用する。

(新株予約権の表示)

第三十六条の二の四 財務諸表等規則第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

(指定法人の純資産の記載)

第三十八条の二 指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないことと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第五十二条の二 (略)

2～4 (略)

5 中間貸借対照日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当中間会計期間において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合に

自己株式の処分に係る払込金又は申込期日経過後における申込証拠金について準用する。

(自己株式の表示)

第三十六条の二の四 自己株式は、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載しなければならない。

(指定法人の資本の記載)

第三十八条の二 指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その資本についてこの規則により記載することが適当でないことと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第五十二条の二 (略)

2～4 (略)

(新設)

は、その旨を記載し、当中間会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 第三項第二号に掲げる事項（第三項のただし書により記載を要しない場合を除く。）

三 前項第三号に掲げる事項（前項のただし書により記載を要しない場合を除く。）

四 当中間会計期間の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における当中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額

6 中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、第一項の注記及び第二項から前項までの記載を省略することができる。

(削る)

第五十三条 削除

5 中間財務諸表の提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、第一項の注記及び第二項から前項までの記載を省略することができる。

第六節 中間未処分利益金額又は中間未処理損失金額

(中間未処分利益金額又は中間未処理損失金額の表示)

第五十三条 中間純利益金額又は中間純損失金額に、前期繰越利益金額若しくは前期繰越損失金額、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しによる利益金額、自己株式処分差損、自己株式消却額又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配（以下「中間配当」という。）の金額及び

第六節 雑則

第四章 中間株主資本等変動計算書

第一節 総則

(中間株主資本等変動計算書の記載方法)

第五十八条 中間株主資本等変動計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 中間株主資本等変動計算書は、様式第三号により記載するものとする。

(中間株主資本等変動計算書の区分表示)

第五十九条 中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 中間株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前事業年度末の貸借対照表及び当中間会計期間末の中間貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

中間配当に伴う利益準備金の積立金額を加減した額を、中間未処分利益金額又は中間未処理損失金額として表示しなければならない。

第七節 雑則

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二節 株主資本

(新設)

第六十条 株主資本は、前事業年度末残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

(新設)

2 株主資本に記載される科目の当中間会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3 剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4 中間純利益金額又は中間純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第六十一条 財務諸表等規則第二百二条の規定は、その他利益剰余金に

(新設)

ついて準用する。この場合において、「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、「事業年度変動額」とあるのは「中間会計期間変動額」と読み替えるものとする。

第三節 評価・換算差額等

(新設)

第六十二条 評価・換算差額等は、前事業年度末残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

(新設)

2 評価・換算差額等に記載される科目は、当中間会計期間変動額を

一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第六十三条 財務諸表等規則第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、「事業年度変動額」とあるのは「中間会計期間変動額」と読み替えるものとする。

第四節 新株予約権

第六十四条 新株予約権は、前事業年度末残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 新株予約権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節 注記事項

(発行済株式に関する注記)

第六十五条 財務諸表等規則第百六条の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第六十六条 財務諸表等規則第七十条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、「事業年度に」とあるのは「中間会計期間に」と読み替えるものとする。

(新設)

(新株予約権等に関する注記)

第六十七条 財務諸表等規則第八十条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号及び同条第三項中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、同項中「事業年度に」とあるのは「中間会計期間に」と、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(新設)

(配当に関する注記)

第六十八条 財務諸表等規則第九十条の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「

(新設)

中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第六節 雑則

第六十八条の二 指定法人が、中間株主資本等変動計算書を作成する
場合において、この規則により記載することが適当でないと認めら
れるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法
令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第五章 中間キャッシュ・フロー計算書

(中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第六十九条 (略)

2 中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第四号又は第五号により
記載するものとする。

(中間キャッシュ・フロー計算書の作成の対象)

第七十条 (略)

(中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第七十一条 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

(新設)

(新設)

第四章 中間キャッシュ・フロー計算書

(中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第五十八条 (略)

2 中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第三号又は第四号により
記載するものとする。

(中間キャッシュ・フロー計算書の作成の対象)

第五十九条 (略)

(中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第六十条 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十二条 財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、同規則第百十三条第二号中「税引前当期純利益又は税引前当期純損失」とあるのは「税引前中間純利益又は税引前中間純損失」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第七十三条 (略)

第六章 外国会社の中間財務書類

(外国会社の中間財務書類の作成基準)

第七十四条 (略)

254 (略)

(会計処理基準に関する注記)

第七十五条 (略)

(表示方法)

第七十六条 (略)

(金額表示)

第六十一条 財務諸表等規則第百二条から第百七条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、同令第百二条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第六十二条 (略)

第五章 外国会社の中間財務書類

(外国会社の中間財務書類の作成基準)

第六十三条 (略)

254 (略)

(会計処理基準に関する注記)

第六十四条 (略)

(表示方法)

第六十五条 (略)

(金額表示)

第七十七条 (略)

(注記の方法)

第七十八条 第七十五条から前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第七条第三項の規定は、第七十五条及び第七十六条の規定により注記をする場合に準用する。

第六十六条 (略)

(注記の方法)

第六十七条 第六十四条から前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第七条第三項の規定は、第六十四条及び第六十五条の規定により注記をする場合に準用する。